

別紙 1

(社) 日本動物学会 中国四国支部規定 (改訂案)

昭 23・9・12 制定, 昭 31・5・13 一部改訂, 昭 51・5・16 一部改訂, 昭 53・5・14 一部改訂, 昭 57・5・23 一部改訂, 平 2・5・20 一部改訂, 平 5・5・16 一部改訂, 平 9・5・18 一部改訂, 平 21・5・17 一部改訂

- 一. 名称 社団法人日本動物学会中国四国支部
- 二. 目的 動物学の発展に貢献し, かつ, 会員相互の親睦を図る.
- 三. 会員 (イ) 正会員 中国四国地区(岡山, 広島, 山口, 島根, 鳥取, 香川, 愛媛, 高知, 徳島) 在住の日本動物学会会員.
(ロ) 準会員 中国四国地区以外に在住する日本動物学会会員及びその他の有志で中国四国支部大会及び例会に関する通信を希望するもの.
- 四. 役員 (イ) 支部長 支部選出評議員の互選により選出し, 任期 2 年. 改選は評議員選挙後に行う.
(ロ) 理事 支部選出評議員の互選により選出し, 任期 2 年. 改選は評議員選挙後に行う.
(ハ) 評議員 支部選出の評議員. 任期 2 年.
(ニ) 庶務及び会計幹事 若干名. 支部長が委嘱する. 任期 2 年.
(ホ) 会計監査 1 名. 支部長が委嘱する. 任期 2 年.
(ヘ) 県委員 各県に 1 名ずつ支部長が委嘱する. 任期 2 年.
(ト) 大会及び例会世話係 大会及び例会の開催に際し, 開催地の会員に支部長が適宜依頼する. 役員は重任してもよい.
(チ) 各種委員会委員 委員会をおくことができる. 委員は支部長が委嘱する. 任期 2 年. 委員は重任してもよい.
- 五. 役員会 四で定める役員をもって組織し, 原則として支部大会開催時に開催する.
- 六. 事業 支部大会及び例会を開催する. 開催地はその都度会員の希望によって適当に選定する. 支部大会及び例会においては会員の動物学に関する業績の発表及び論文の紹介, 標本の供覧, 見学などを行う.
- 七. 会費 支部費として毎年 800 円を本部宛, 動物学会費と共に前納する. 支部会費は支部行事に関する費用にあてる.
- 八. 会計報告 毎年, 支部大会の際に開催される総会で行う.
- 九. 規定の改訂 総会に付す必要がある.

以上

申し合わせ事項

- 一. 支部長・県委員・支部幹事・会計監査の任期は 1 月 1 日より翌年 12 月 31 日までとする.
- 二. 支部長・県委員・支部幹事・会計監査が任期中に辞任したとき, 新任者の任期は前任者の任期の残存期間とする.
- 三. 支部費 800 円の納入は平成 6 年 1 月からとする.
- 四. 支部大会の発表者は, 原則として, 日本動物学会会員に限る.